

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1220010	道州制北海道スタンダード歳入徴収金回収プロジェクト	地方自治法第231条の3 都市計画法第75条 公営住宅法	下水道使用料、下水道事業受益者負担金の滞納処分については、前者が地方自治法第231条の3第3項、後者が都市計画法第75条第5項により自力執行権が与えられており、各地方公共団体において強制徴収が出来ることとされている。 公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした制度であり、低額所得者の居住の安定を確保する観点から、強制徴収の規定を設けていない。		①現行法における町歳入徴収金の滞納処分手法は債権により、次の2区分となっている。 ①現行法は自力執行権により町が執行機関として実施 ②私債権は自力執行権がなく、執行機関の裁判所へ訴えの提起 ③これを、町歳入徴収金には、それぞれ①と②の手法を与え、二刀流とし滞納者の状況により町が滞納処分を自由に選択できるよう改正を提案します。 【具体的対象とする債権名】 ①強制徴収公債権名：道町民税、法人町民税、入居税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、長寿医療保険料、保育所保育料、下水道料、下水道受益者負担金 ②非強制徴収公債権名：水道料、給食費、児童性使用料、し尿及び手洗料、幼稚園保育料 【法の整備】 共通法と個別法に滞納処分の二刀流手法を明文化	税との多重債務が多いが、例としては次のとおりです。 1. 現在、下水道料と水道料の賦課は別であるも、事務の効率化と納付者の利便上、納付書は1枚で送付している。 2. 現行法では滞納が発生すると、次の滞納処分をしている。 【下水道料は①の自力執行権で滞納調査をし差押え】、【水道料は②により裁判所へ訴えの提起】をしている。 3. 結果、①と②によりそれぞれの滞納処分に必要な事務をすることは時間と費用で非常に効率が悪く、かつ、滞納者も困惑しやすい滞納のみ納付し、下水道分は納付することなく滞納が続いています。原因は税（預貯金口座連動の限界と金融機関費用増加）をなめるも、裁判は怖い。 4. これを解消し、町歳入徴収金の早期回収と事務の合理化や効率的に進めるとともに、町財源と住民の公明感の確保を図るため提案するもの。	C	—	地方自治法に規定されている公債権の滞納処分については、地方自治法を所管する総務省において回答すべきものと考えられるが、下水道使用料等の強制徴収の手法については、下水道管理者が滞納処分と裁判上の手続による強制執行とを自由に選択できることとした場合、下水道管理者の方針如何で、強制執行における債権間の優劣関係が変動し、民間金融機関等の債権者の混乱を生じ、又は利益を享受するおそれがあるとともに、本来下水道管理者が行うべき使用料等の徴収事務の一部を司法機関が負担することとなり、不適当であると考えられる。このような点を踏まえ、現行に自力執行権を有している下水道管理者に、裁判上の手続による強制執行との選択制を認める必要性はない。よって、下水道使用料等については、滞納処分の二刀流手法を明文化することは必要ではない。 一方、公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して賃貸することで、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とした制度であり、低額所得者の居住の安定を確保する観点から、強制徴収の規定を設けていないものである。よって、公営住宅法に滞納処分の二刀流手法を明文化することは必要ではない。	1000310	新得町	北海道	総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省	
1220020	定期借地権付太陽光発電住宅団地の推進事業	都市計画法第34条	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できることになっている。		2.0ha以上なければ許可とならない市街化調整区域における土地開発を、地球環境保護や良好な住環境確保に関する条件を満たした場合、1haからでも住宅が建設できるよう許可する。 1.0ha以上の定期借地付住宅用地 ・各戸は太陽光発電4kWを設置 ・土地100坪以上、建物延40坪以上の住宅建設というゆとりのある住環境	地球環境を保全し、後世へ引き継ぐことは我々の責務であり、京都府定章にも書かれている二酸化炭素削減目標達成のためには、推進できることから始める必要がある。 一方、農地については、従事者の高齢化が進んでいるが、市街化調整区域で他の用途への転用は非常に困難で、耕作放棄地となって恐れが高まっている。また、個人の住宅建設にあたっては土地代金の支払いがネックであり、低所得者層は借家せざるを得ない状況にある。 このため、一定の要件を満たす開発に限って、市街化調整区域における土地開発を認めるよう規制緩和することにより、国が実施すべき地球温暖化防止、耕作放棄地対策、低所得者層への良好な住環境の提供を図る。 ひいては、住宅購買意欲の高まりによる地域経済の活性化に繋がると考える。	E		ご要望の内容が、旧都市計画法第34条第10号イに掲げる市街化調整区域における開発許可の基準の緩和であるとする、当該基準は、都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成18年法律第46号）により、廃止されたところである。 なお、市街化調整区域においては、地区計画の区域内において当該地区計画に定められた内容に適合する建築物の建設に供する目的でいう開発行為等については現行制度上許可が可能となっている。 ご提案の施設の地価の適否については、開発許可権者と相談されたい。 ※旧都市計画法第34条第10号イ：開発区域の面積が2.0ha以上（条例により5ha以上2.0ha未満の範囲内で面積を別に定めることが可能）で、市街化区域における市街化の増進等から当該申請に係る開発区域内において行うことが当該都市計画区域における計画的な市街化を図る上支障がないと認められる開発行為で、都道府県知事があるが、開発審査会の議を経たもの	1007010	個人	愛媛県	国土交通省	
1220030	市街化調整区域での介護事業所要件の緩和	都市計画法第34条第1号	市街化調整区域での開発行為は、都市計画法第34条各号のいずれかに該当すれば、都道府県知事等が許可できることになっている。		1.000㎡以上の大規模通所施設の場合、市街化調整区域であっても介護事業所が併設できるよ	市街化調整区域での介護事業のうち「通所に限る」の規制を解除し、「2種社会福祉事業が可能」と緩和していただきたい。市街化調整区域で実施可能な福祉事業が、通所に限られていることで施設の持つ機能を発揮できない状況であります。この規制を緩和していただき施設の持つ可能性を引き出したい。1000㎡を超える大規模の介護福祉事業は事業所規制のみにとどまらず、その地域への福利厚生に大きく寄与する能力と使命を有しております。これらの施設を有効に運用するためには多種多様な人員の関わりが必要であり、通所以外の事業所も併設する事が不可欠であります。	E		ご指摘の内容の規制は都市計画法第34条第1号で法律上規定されている条件ではない。なお、法第34条各号の運用については、開発許可権者に対する技術的助言である「開発許可制度運用指針」において地域の実情に応じた運用が望ましいとしているところであり、個別の施設の立地の適否については、開発許可権者とご相談されたい。	1071010	有限会社グッドライフ	岡山県	国土交通省	
1220040	茅草葺屋根等の不燃材料以外の屋根材使用要件の緩和	建築基準法第25条、建築基準法第22条、建築基準法施行令第109条の5	建築基準法は、国民の生命、健康、財産を保護するため、安全及び衛生の観点から、建築物の用途、規模等に応じて、建築物の構造及び設備等に関する最低限の基準を定めているものである。 延べ面積1千㎡を超える大規模の木造建築物については、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造とし、屋根の構造を火物に耐え防火上有害な発煙及び損傷を生じないものにならなければならない。		建築基準法25条により大規模の木造建築物の場合、延べ面積（同一敷地面積に2以上の木造建築物等がある場合においては、その延べ面積の合計）が1千㎡を超える木造建築物等は、その屋根の構造を不燃材料としなければならないが、防火設備の整備で不燃材料以外の材料でも可能とする。また、建築基準法22条指区域以外で、県条例等で特殊建築物の屋根の構造を不燃材料と規定する場合も、同様な防火設備の整備により茅草葺等の材料でも可能とする。	昔ながらの茅草葺屋根を持つ宿泊施設を中心とした新しい観光事業を計画している。 提案理由：計画的な山形県戸沢村は自然豊かな山間の村であり、村のほぼ中央を日本三大急流の一つである上川が東西へ貫いている。「最上川舟下り」を柱とした観光産業も減衰を辿っている中、新たな観光施設による集客増加が不可欠であり、観光事業の拡大が周辺地域に与える影響も大きく、地域の活性化に繋がるものと考えます。又、「日本おふくさ」とを軸とした施設として、伝統的な茅草葺民家を本物の姿で復元する事が、効果を発揮し目的が達成できるものである。 代替措置：計画的には民家などが一切無いので、火災時でも延焼による第三者への影響は無いと考えられるが、放水観光設備を設置し自然消火防除による消火活動で対応する事とする。	C		建築基準法第25条の規定は、大規模の木造建築物について、隣接する建築物の火災によって延焼し、大火災となることを防止するための規定であり、建築物の構造及び屋根に係る性能を定めることで、周辺の建築物の火災による飛び火や熱が原因となる延焼を抑制することを目的としているため、御要望の実現が困難です。これは延焼の可能性がある建築物が建築されないこととは必ずしも担保できないと考えられるため、ご要望の実現が困難です。なお、県条例における規定の緩和については、特区として対応することは適切ではありません。	1022010	株式会社 丸九	山形県	国土交通省	

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
1220080	コンプライアンスに優れた輸送業者と荷主とが協働して特定経路で特定貨物を輸送する場合の特殊車両通行許可申請の簡素化	道路法第47条の2第1項	道路管理者は、車両の構造又は車両に積載する貨物が特殊であるためやむを得ないと認めるときは、当該車両を通行させようとする者の申請に基づいて、道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要な条件を附して、一般的制限値をこえる車両の通行を許可することができる。		現行は許可制である特殊車両の通行について、輸送安全面でコンプライアンスに優れた特定の輸送業者と荷主とが協働して、重要港湾及びその港湾区域に定まる特定の申請経路のうち、同管理の重宝指定道路及び高さ指定道路において、当該経路を通行する特殊車両用として道路管理者が新たに指定する車両制限値(幅、長さ、高さ、重さ等)の範囲内で、当該荷主に係る貨物を積載する車両を通行させようとする場合には、これを届出制とする。	現行許可制度は、手続が煩雑で繰り返しのものが多く、また緊急輸送が必要な場合には対応できないなど、物流の効率化を阻害している状況にある。そこで、許可上の考慮条件(道路構造の保全、交通の危険防止)を踏まえた本提案の実施により、安全性を確保した効率的な物流システムを構築することで、重要港湾から重要駅間まで指定された物流をスムーズに、特区内での異なる物流ネットワーク化を促進してまいりたい。まず、道路構造の保全への影響については、本提案のルートが、「(1)高さ・高さ指定道路」を指定しているため、他の道路と比較して少ないものと考え、次に、交通の危険防止の点については、安全輸送を重視し、「(2)実体主体をコンプライアンスに優れた者に限定」している。例えば、輸送業者は道路法及び貨物自動車運送事業法に基づく指図取次は行政処分を一定期間受け付けない者等、荷主は特定の港を定期的に利用して製品の輸出等を行うこと、当該経路での安全な輸送可能範囲が明示されるとともに、当該車両ごとに原則必要な許可申請が省略可能となる。なお、当該輸送に当たっては法遵守事項を履行するほか、実施期間中に道路・交通状況の変化が生じた場合には、実体主体が協力して、直ちに道路管理者と協議等を行い、輸送内容を確認するなどして安全輸送に努めてまいりたい。	C	特殊車両通行許可は、一般的に禁止されている重量及び寸法の車両の通行の申請に対し、道路管理者が通行経路の道路と当該車両の物理的な関係において通行の可否を審査し、禁止を解除するものである。高さ指定道路は車両の軸距に即して最大25トンまで、高さ指定道路は4.1mまでの通行がそれぞれ一般的に可能となっている点で他の道路とは異なるが、それ以上の高さ、高さ等の車両の通行については上記の特殊車両通行許可の審査が必要になる。例えば、車両によっては通行により衝撃荷重を軽減したり、対向車線の車両の通行を制御することにより道路にかかる総荷重を軽減したり、現地における最新の道路事情や交通状況を考慮して深夜早朝の通行可能ななどの条件を付して通行が可能となる場合があることから、個々の車両の通行について道路構造の保全及び交通の危険防止の観点から必要となる審査を行っている。したがって、このような審査を省略するよう届出制とすることはできない。また、当該許可はあくまで道路と車両の物理的な関係において通行の可否を審査するものであり、コンプライアンスに優れた者であるかどうかを審査するものではない。「手続が煩雑で繰り返しのものが多い」という指摘に対しては、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)において、「道路構造物及び他の交通に与える影響や違反車両の通行態様を考慮の上、現行最大1年間である特殊車両の許可期間を最大2年間に延長できるよう措置する」となっているところである。	1035010	(株)小松製作所 真面目工場、日立 建機ロジテック(株)、(社)茨城県トラック協会、茨城県	茨城県、栃木県	国土交通省		
1220090	ISO規格20フロンテナへの最大積載輸送時の内外格差の是正	道路法第47条の2第1項	軸重の一般的制限値は10トン以下、フル積載海上コンテナを積載したトレーラをけん引するトラックのうち、エアサスペンションを装着するものの駆動軸重は、11.5トンまで特殊車両通行許可の対象		外貨では17t付き2軸17t-3軸17t-であれば軸重10tを超えても30.48tまで積載・輸送可能(この場合の軸重制限は11.5t)だが、内貨では同条件での輸送が認められていない。内貨についても外貨と同様に30.48tまで輸送できるよう、軸重制限の規制緩和を願いたい。	道路の構造保全、交通の危険の防止、車両の安全性の観点からは、同条件で輸送する限り、内貨と外貨を差さないものと考えられる。内貨と外貨で輸送規制が異なることで別々の輸送車両を準備する必要があり、負担が大きくなる国際競争の阻害要因となっている。また、輸送効率の向上により輸送車両数を抑制することが可能となり、CO2削減、事故のリスク低下にも繋がる。	D	海上コンテナと異なり、輸出入以外の貨物を輸送する場合は道路条件に応じ積載物の分割・減載が可能であることから、原則に基づき軸重を10トン以下としているところである。ただし、既に特例措置として認められている重量物輸送効率化事業(1205(1214))を適用すれば、特定の地区・条件下において、ご提案の内容で通行可能な場合も考えられるため、詳細な通行ルート、貨物の積載方法等について、別途協議させていただきたい。	1045010	石油化学工業協会	東京都	国土交通省		
1220100	緊急の遠距離訪問診療に必要な自動車の緊急自動車としての指定追加				癌等の特定疾患の患者に対し、緊急で長距離の訪問診療を行う必要がある場合、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を、緊急自動車として指定する。	死因の一位を占める癌を含め、政府は近年での終末期医療を推進している。癌の終末期は癌性疼痛、呼吸困難などの多様な症状が突然出現する頻度が高いため、専ら緩和医療専門の医師が対応するようになっている。緊急に対処すべき症状が出現する項には、患者の搬送すら危険とされている場合が多い一方で、緩和医療の経験豊富な医師は少ないため、医師が極めて遠方の患者に対して訪問診療を行っているのが現状である。本提案は、緩和医療の経験豊富な医師が遠距離の癌を含む特定疾患の患者に対し、緊急に訪問診療を行う必要がある場合に限って、外見上一般車両と変わらない訪問診療用の自動車を緊急自動車として指定するものである。			1010010	医療法人徳義会 在宅ホスピスと ちの木	栃木県	警察庁 厚生労働省 国土交通省		
1220110	乗合タクシー要件の緩和				一般乗合旅客運送事業の区域運行を行う場合、路線定期運行との整合性が必要との規制を緩和する。また、当該事業用自動車について、乗合事業と乗用事業(タクシー)との相互流用ができるように規制を緩和する。	地域の足として、乗合タクシーを活用することによって、交通で便利な公共交通を整備する。地方では、自家用車の普及とともにバスや鉄道などの公共交通が激減あるいは縮小され、高齢者や障害者などの移動制約者にとっては、通院等にも不便を来している。バスとタクシーの中間モードである「乗合タクシー」を普及させていくことが、利用者と事業者双方にとってメリットがあることだと考えている。				1014010	有限会社三ヶ森 タクシー	福岡県	国土交通省	
1220120	福祉有償運送における認定講習要件の緩和				認定講習を受けるための負担を軽減するための規制緩和	当市の区域面積は347.11km ² 、少子高齢化が急速に進行中、平成20年3月末の高齢化率は31.32%であり全国平均を大きく上回っています。また、市域が広域で中山間地域が多く、市街地を除いては、駅からバス停・駅まで徒歩、生活交通の確保が大きな課題であります。このような状況の中、本市においては、NPO法人が高齢者・障害者の外出支援のために福祉有償運送を行い、生活交通の確保のために補完的な役割を果たしております。この福祉有償運送の運転車がボランティアであり、その数は96名であります。運送主体のNPO法人は、旧道路運送法第80条による福祉有償運送の許可を受けておりますが、道路運送法改正による許可制から登録制への移行後の更新申請を行うために受講が義務付けられている認定講習が時間的な面・経済的な面などから負担となっております。講習時間につきましては、1〜2日約8時間、旧道路運送法第80条の許可を受けた時から運転に従事していた運転者でも約4時間の講習が必要となっており、講習機会も少ない中で、96名のボランティアが受講することが大変負担です。高齢者・障害者が福祉や医療サービスを受けやすくなり、住み慣れた地域で安心して生活できることにつながる福祉有償運送は、当市にとってなくてはならないものであります。旧法許可時からNPO法人自らが警察署等を引き講習を受けておりますので、これらの講習も勘案した中で、講習要件について規制の緩和が図られるよう提案いたします。			1027010	綾都市	京都府	国土交通省		

12 国土交通省 非予算(特区・地域再生 検討要請回答).xls

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連 提案に係る規制 の特例措置の番 号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の 分類	措置の 内容	各府省庁からの提案に対する回答	プロジェクト名	提案事項 管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関 係官庁
1220130	自治体補助による自家用無償運 送特区				自家用車(白ナンバー)を使用して無償運送を行う市町村社会福祉協議会やNPO等に対して、地方自治体が、その運送に要する経費を支援する場合、その支援を「運送の対価」とみなさない運用を求める。	・佐賀県では、今年度から、高齢者等の交通弱者の身近な移動手段を確保するため、佐賀県地域交通支援モデル事業を公募により実施している。 ・公募の結果、市町村社会福祉協議会やNPOによる「無償運送」が数件提案されたが、これらは、社信等が過半数議事等に使用している車両を貸し出し、有償ボランティアを募って、高齢者等の送迎や買物等に必要な移送サービスを行うものであり、利用者から直接運賃を収受するものではない。 ・しかしながら、モデル事業の試験運行期間中を除き、本格運行時において、県や市町村が無償運送を行う社協等に対して、その運送に要する経費を支援する場合は、「運送の対価」を収受したとみなされ、道路運送法に抵触するとの指摘がなされている。 ・運送契約は民法上の請負契約と解され、請負契約は「利用者」と「運転手(事業者)」との間の契約に基づき成立するが、無償運送の場合も同じく無償の請負契約が成立したものと解することができるとして、補助者となる県又は市町村は当該運送行為に第三者的立場にある。 ・仮に第三者からの補助に関して有償性が問われるとしても、県又は市町村が補助事業の目的を達するために交付する補助金の性格からすれば、実質的には市町村が実施主体となつて無償運送を行う場合と事業目的は同一であり、同等の運用を行っても差し支えないものと考ええる。 (別紙事業内容書あり)				1033010	佐賀県	佐賀県		国土交通省
1220140	過疎地域における移動制約者を 対象とした自治会等による有償運 送事業に係る道路運送法上の登録 要件の特例制度創設				地理的・社会的条件から交通条件が著しく低下し、高齢者等移動制約者の送迎等に支障が生じている過疎地域における過疎地有償輸送については、次の通り見直しをいただきたい。 ○道路運送法にかかわらず自治会等も過疎地有償輸送の主体として認めること。 ○地域の生活交通維持対策の必要性から、市町村の総合的判断によることとし、運営協議会の開催は不要とすること。	【具体的事業の実施内容】 ○定額バス路線等のない過疎地域の高齢者等移動制約者を対象として、自治会等が送迎や買い物等のために有償輸送ができれば、山間地域の集落にあっても生活を維持することができる。 【提案理由】 1. 過疎地域の現状と課題 ○過疎地域では、市町村が代替バスを運行してきたが、厳しい財政状況により、交通空白地域・不便地域が発生し、送迎・買い物等もできないなどの問題が発生している。 ○このため、生活交通を支えるための対策の実施が緊急の課題となっている。 2. 市町村を中心とした生活交通対策の必要性 ○過疎地域の住民生活を守る観点から、市町村では過疎バスやディマンドバスを運行しているが、運行回数等に限界がある。 ○このため、この補完的措置として、自治会等が高齢者等移動制約者を対象とした輸送活動を行う必要性が高まっている。 ○公表した鳥根県のポスト過疎法に向けた提言においても必要性を取り上げている。 3. 制度見直しの必要性 ○現行の道路運送法は、過疎地域においてNPO法人等有償輸送を新たに行おうとする場合に、運営協議会を開催し、タクシー事業者との利益調整を行う制度である。 ○このため、市町村が中心となって自治会等と共同して地域生活交通維持対策として積極的に取り組む場合の特例措置を新たに創設する必要がある。				1080010	鳥根県	鳥根県		国土交通省
1220150	地域限定通訳案内士の範囲拡大	外国人観光客の来訪地 域の整備等の促進による 国際観光の集約に関する 法律第23条、24条、34条	都道府県の区域において、報酬を得て、業として通訳案内を行う場合には、地域限定通訳案内士の資格が必要であり、地域限定通訳案内士試験に合格する必要がある。	地域限定通訳案内士制度について、活動範囲の限定を都道府県単位から広域的な地方ブロックの範囲に拡大する。また、試験実施主体についても、広域組織を含めることとする。	外国人観光客の訪問ルートは複数の県に及ぶのが一般的であり、九州を着地とする旅行商品も訪問地が1つの県で完結するものは非常に少ない。このため、平成19年度から活動範囲を都道府県単位とする地域限定通訳案内士試験が実施されるようになったが、外国人の旅行実態と合っていないのが現状と思われる。国際観光テーマ地区を構成する複数都道府県の合同試験実施も可能であるが、地理・歴史等の知識を複数分掌しなければならず、受験者にかかる負担も大きい。そこで、九州は7県で国際観光テーマ地区を構成しており、九州島内で完結する旅行商品も多く発売されていること、広域的な地方ブロックとしてエリアが明確に認識できることから、地域限定通訳案内士について「都道府県」を「九州」と読み替えて実施できるよう、柔軟な制度運用を検討いただきたい。	D	—	地域限定通訳案内士試験は地理等筆記試験については慣例の試験を実施する必要があるものの合同実施は可能であるが、昨年度も回答したとおり、都道府県の区域を超えたより広域な区域については、通訳案内士が対応すべきものと考えられる。		1079010	九州観光推進機 構	福岡県	国土交通省	